

留萌保健福祉事務所 からのお知らせ

特定不妊治療費助成事業 を実施します

北海道では、不妊治療を受けている方の経費負担の軽減などを目的として、平成16年10月1日から特定不妊治療費助成事業を実施します。

●対象となる治療

体外受精及び顕微授精のみ(特定不妊治療)

※夫婦以外の第三者から提供を受けての不妊治療や代理母、借り腹によるものは対象外

●対象者

特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けている方で、次のいずれの要件にも該当する方

- ①道内に住所を有する
- ②法律上の婚姻をしている
- ③夫婦の前年の所得合計が650万円未満である
- ④知事の指定した医療機関で治療した

●助成額及び期間

特定不妊治療に要した費用に対して、1年度あたり10万円を限度に通算2年間。ただし、治療に要した費用が20万円に満たない場合は、その2分の1の額。

助成事業は平成16年4月1日以降の治療費が対象となります。

助成の申請方法や不明な点は、

●留萌保健福祉事務所

子ども保健推進課子ども未来係
☎0164-42-1511
(内線3671・3672)

情報

インフォメーション

警察署からのお知らせ

権左アジトの発見に ご協力を!

警察では過激派集団の壊滅に向けて、犯罪の未然防止対策と徹底した取り締まりを行っています。しかし、これらアジトの摘発、非公然活動家の発見、指名手配犯人の検挙のためには、住民の皆さま方のご理解とご協力が不可欠です。皆さまの周辺で「変だな」と思うことがありましたら、最寄りの警察署、駐在所まで連絡をお願いします。

- 天塩警察署 ☎2-2110
- 幌延駐在所 ☎5-1002
- 間寒別駐在所 ☎6-5002

留萌開発建設部より

10月1日～7日は 全国道路標識週間です

この期間は、道路標識に対する関心を高め、標識の果たす役割を理解していただくことを目的としています。

現在、留萌開発建設部と留萌土木現業所では、親しみとるおいのある標識整備を進めており、道路安全や安全走行の充実を図っていますが、より一層わかりやすく利用しやすいものとするため、皆さ

まからのご意見やアイデアをお待ちしております。

ご意見等、お気軽にお寄せください。

お問い合わせ

- 留萌開発建設部道路第2課 ☎0164-42-2311
- 留萌土木現業所道路建設課 ☎0164-42-1511

公証役場からのお知らせ

遺言や大切な契約は公証役場で！ 10月1日～7日は公証週間です

公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。

遺言、離婚給付、金銭貸借、土地建物貸借など、大切な契約を公正証書しておくことで権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。ご相談は公証週間に関係なく、無料で行っています。また、電話でのご相談にも応じていますので、お気軽にお尋ねください。

お問い合わせ

(土・日・祝日を除く)

- 旭川公証人合同役場 ☎0166-23-0098
- 名寄公証役場 ☎01654-3-3131